

千葉市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

千葉市人事委員会委員長 酒 井 正 利

千葉市人事委員会規則第5号

千葉市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

千葉市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年千葉市人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1第18号中「一般社団法人地方税電子化協議会」を「地方税共同機構」に改め、同表中第23号を削り、第24号を第23号とし、第25号を第24号とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。